

# 平成17年度静岡県防災会議

## 議 事 録

日 時 平成17年6月6日（月）午後2時30分から午後3時15分まで  
場 所 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」  
11階会議ホール・風  
出席者 会長及び委員合計58名のうち45名が出席

（開始時刻 午後2時30分）

### 知 事 挨 拶

皆さんこんにちは。今日は、平成17年度の県の防災会議です。今年から、地球温暖化対策をより徹底するために、この会議場も28℃設定にしております。外の暑さのせいもあって、空調でこういうことになっております。よろしく御理解いただきたいと思います。

ところで、昨年1年を振り返ってみますと、本県は、台風22号等を中心に、久方ぶりに風水害の被害が多発いたしました。また、新潟県中越地震や、今年3月には福岡県の玄界島を中心とする西方沖地震など、地震の被害も、日本列島各地で発生いたしました。こういう災害を通じまして、改めて本県の防災体制の一層の改善を図る必要も痛感されたところもございますので、それらの手直しをいたしまして、新たに、今年度にいろいろ、備えているところでございます。

まず、組織的な面では、17年度の本県の市町村合併がほぼ終盤に近づいたということとも相まちまして、出先機関を中心とした組織の改編を行いました。防災体制につきましても、これまでは9箇所の行政センターを、災害対策支部として位置づけて体制を組んでおりましたけれども、これを改めまして、賀茂、東部、中部、西部という4箇所に集約し、地域防災局という名称で再編整備をいたしました。

この地域防災局は、災害時には、所管の地域の方面本部として、管内の情報収集や災害応急対策に係る関係機関との各種調整を実施し、地域防災の要として機能をさせようと考えているわけでございます。平常時におきましては、市や町の防災体制に関して必要な技術的な助言、支援をしたり、あるいは、地域の各種防災組織の活動の支援を行うということを念頭に置いているところでございます。

次に、県の所有いたします公共建築物の耐震性の問題でありますけども、この耐震性能については、昨年4月に公表をいたしましたところでございますが、今年の2月に、耐震性の不十分なものにつきましては、耐震化の実施方法等を定めた耐震化計画を樹立いたしまして、今後7年以内にすべての県有施設について耐震化を行うという方針で、進み始めたところでございます。

次に、東海地震発生時における国の応援体制は、年を追うごとに充実をしておりますが、この応援を、この地域において適切に効果的に受け入れるため、静岡県広域受援計画が必要になってまいります。去る4月の25日にこれを作成し、発表したところでございます。

警戒宣言発令時及び東海地震発生時には、この計画に基づいて、速やかに国の応援を受け入れて、効率的、効果的な対策を実施することができる、そういう手はずが整ったということになります。なお、これを検証する意味で、来る6月10日には、緊急消防援助隊との合同図上訓練を実施をいたしまして、検証を行う予定でございます。

次に、富士山の火山防災対策であります。国の富士山火山防災協議会が承認した基本的な方向を踏まえて、本県として富士山火山防災計画案を作成したところでございます。

本日は、これらの組織変更や、計画の作成に伴う静岡県地域防災計画の所要の修正についてお諮りをいたしますので、よろしく御審議をお願いする次第でございます。

## 議事録署名人の指名

静岡県防災会議運営要領第7条の規定により、以下の2名を議事録署名人に指名する。

国土交通省清水海上保安部長	菅原正春	委員
日本銀行静岡支店長	上野正彦	委員

## 議 事

### 協議事項

#### 静岡県地域防災計画の修正（資料 1～4）

＜前田幹夫 県防災政策室長＞

##### ○修正及び追加の概要

1 ページをお開きください。  
今回の修正・追加は、大きく分けて三点であります。

まず、地域防災計画の一般対策編、地震対策編の修正であります。はじめに平成17年度の組織改正に伴い、行政センターを地域防災局に再編したことに伴う修正であります。また、広域受援計画を作成し、公表いたしましたので、この計画を地域防災計画の中に位置づけるための所要の修正であります。その他に、組織等の変更に伴う、名称などの修正であります。

二点目は、富士山の火山防災計画の追加であります。平成16年6月の富士山火山防災協議会におきまして、ハザードマップ等が承認されましたので、これを受けまして、本県の地域防災計画の中に、富士山火山防災計画を位置づけることといたしたいと、考えております。

三点目は、地域防災計画の原子力対策編の修正であります。市町村合併に伴いまして、市町域の修正が必要になりましたので、そういった所要の修正を行うこととしております。

##### ○修正手続の流れ

修正手続の流れは、2番にありますとおりです。本日御協議いただきまして、提示いたしました案を御承認いただきましたら、早速、内閣総理大臣に正式な協議をしたいと考えております。

## (1) 地域防災計画（一般対策編、地震対策編）の修正

＜前田幹夫 県防災政策室長＞

### ア 平成17年度組織改正に伴う修正

#### ○平成17年度組織改正の概要

2ページをご覧ください。

平成17年度組織改正の概要であります。9県行政センターを、4つの地域防災局に再編整備いたしました。かつての伊豆県行政センターを賀茂地域防災局、東部・富士・熱海の県行政センターを東部、それから中部・志太榛原を中部、西部・中遠・北遠の各県行政センターを西部と言う形で編成をいたしました。各地域防災局で所管する市町村と、第三次被害想定におきます内容は、表のとおりでございます。

次に、3ページをお開きください。

今回の組織改正に伴いまして、県といたしましては、効率的・効果的な防災体制を整えるため、災害が発生した場合の本部及び方面本部の運営方法等の見直しを行いました。概要はこのアとイに書いてございますけれども、例えば、本部におきましては、本部長の下で、様々な会議を開催して、意思の疎通を図る、意思決定をするということにしておりましたけれども、今後は、本部員会議に一本化するという形で、迅速な処理ができるようにしたいと考えております。かつての支部は、今回からは方面本部になりますけれども、方面本部におきましても同様の組織体制にしていくと、いう風に考えております。

#### ○地域防災計画への記述の内容

4ページをお開きください。

今お話しました、組織改正の概要でございますけれども、そうした内容を地域防災計画にどのように記載するかを御説明します。

(1) 番の組織改正に伴う修正ですが、これは名称の修正という形で反映させるということとして、県行政センターは地域防災局、支部長は方面本部長といった名称の変更をいたします。

それから(2)番、職員動員及び配備体制の見直しでございますが、これまで静岡県では、災害時の要員を、1次要員、2次要員という風に分けまして、2次

要員につきましては、発災したときに参集する場所だけを明記して、業務については、あらかじめ与えていなかったわけですが、被害想定も明確になっておりますし、後で御説明する広域受援計画でも業務が明確になりましたので、全ての職員に、参集先と業務をあらかじめ付与して、事前に体制をとることにいたしました。この点につきまして、地域防災計画の中に明示をいたしたいと考えております。

## イ 東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画の作成に伴う修正

5 ページをお開きください。

5 ページ以降は、広域受援計画の作成に伴う修正であります。

### ○静岡県広域受援計画の概要

(1)の基本的な考え方ですが、東海地震が発生した場合や警戒宣言が発令された場合には、本県は、地域防災計画とともに、今回発表いたしました広域受援計画に基づいて、受入体制を実施するという風に考えております。

なお、この受援計画は、あくまで事前の計画でございますので、実際に地震が発生した場合には、被害状況も判明しますので、そうした判明した状況を踏まえて、適切に活動内容を変更するというスタンスで臨みたいと考えております。

なお、この計画につきましては、4月25日に発表して以降、いろいろな御意見をいただいておりますけれども、今後、いろいろな訓練を行いますので、そうした中で検証し、必要な修正は随時行って、実効性の高いものにしていく、という考えでおります。

この受援計画の内容ですが、(2)にありますとおり、4つの個別の計画で構成してあります。

まず1番目が、救助活動・消火活動等に係る計画でございます。5ページの、四角い図の中にございますが、警察庁、防衛庁、消防庁の応援部隊は、基本的には陸路を通じて、本県に応援に駆けつけていただけると伺っておりますので、その場合、図の中の真ん中に書いてございますけれども、東は足柄のサービスエリア、西は浜名湖のサービスエリア、この地点を進出拠点といたしまして、この地点から、210箇所設置をいたします活動拠点への交通誘導を行うということを考えております。

なお、今回の計画を作る過程で、救助活動を円滑に行うため、一時的に救助活動を停止するサイレントタイムの設定という新しい対策を、地域防災計画の中に

入れたいと考えております。また、航空管制等に関して、本県で現在検討し、まもなく関係者の了解が得られることになっておりますが、「静岡県空域における航空機の安全運航確保マニュアル」を策定いたしますので、これに基づいた航空管制等を行うということも、明記いたしました。

次に、6ページを御覧いただきたいと思えます。

2番目は、医療活動に係る計画でございます。東海地震が発生いたしまして、相当数の重症患者が発生した場合におきましては、静岡県としては、非被災県へそうした重症患者を搬送するという方法と、搬送に至らない重症患者につきましては、県外から救護班を受け入れまして治療を行うという、この2つの手法で対応したいと考えております。

この図に書いてあるとおりですけれども、真ん中の広域搬送拠点と言いますのは、静岡県内では、自衛隊の浜松基地、静浜基地、それから愛鷹運動公園の3箇所を考えておまして、この広域搬送拠点までは、県・市町村で、被災した皆様をお連れし、そこから先は、自衛隊のヘリ等で非被災県の受入病院に搬送する、こういった形で治療にあたりたい、と考えております。

3つ目は、物資調達に係る計画でございます。静岡県ではこれまで、県民の皆様には、平常時より物資の備蓄をお願いしてございますけれども、実際発災した場合に、必ずしも備蓄した物資を持ち出しできない、持ち出すことが困難な状況も想定されますので、そういった場合の対応が必要です。それから、長期化することが予想されますので、そういたしますと、県民の皆様の備蓄だけでは当然足りないということが想定されますので、物資調達につきましても国の応援を受け入れるという風に考えております。

この図のとおりでございますが、中ほどの一番下に広域物資拠点とありますが、静岡県では、9箇所に広域物資拠点を設営いたしまして、そこで、非被災県から送られてきたいろいろな物資の仕分けを行いまして、市町村の物資集積所に届くようなコーディネーティングをしたい、という風に考えております。

次に7ページをお開きください。

輸送活動に係る計画でございますが、国の応援計画でいきますと、輸送活動のほとんどは国自らが行いますので、私どもの輸送活動に係る計画と申しますのは、そうした国の活動が円滑に行われるように、緊急輸送ルートも被災をするということが予想されますので、そうした緊急輸送ルートをいかに使えるようにするのかという条件整備のための仕組みと言いますか、対策を明記いたしました。

なお、緊急輸送ルートにつきましては、先ほど申しました進出拠点から活動拠点までの経路につきまして、現時点において最も効率的な経路を明記して、国に

周知するという形で、受援計画の実効性を高めるということにしております。

#### ○地域防災計画への記述の内容

こうした受援計画の地域防災計画への記述の主な内容でございますが、3点ございます。

第一に、広域受援計画の作成に伴う追加ということです。静岡県の地域防災計画の地震対策編につきましては、東海地震以外の地震においても適用することになっております。しかしながら、東海地震が発生した場合には、こうした応援を迎え入れる部分の仕組みにつきましては、今回作った広域受援計画にのっとり行うということを明記したいと考えております。

二番目に受援体制の見直しに伴う修正です。今回、国の活動要領が明らかになった過程で、国が静岡県庁に現地本部を設定するということが、被災都道府県は、そこで国との調整を行うということが明らかになりましたので、そのことを明記いたしました。

さらに、先ほどから申し上げております、サイレントタイムの設定など新たな取組みにつきましても、地域防災計画の中に記述の追加をしたいと考えております。

#### ウ その他

8ページ、9ページ、10ページにつきましては、語句の言い換えでありますとか、組織変更等に伴う名称の修正などの修正箇所を記載してございます。

地域防災計画の一般対策編と地震対策編の修正に関する御説明は、以上でございます。

### (3) 富士山の火山防災計画の追加

＜岩田孝仁 県防災情報室長＞

資料1の11ページをご覧ください。

一般対策編の中の一部でございますけれども、今回、富士山の火山防災計画の追加を行います。それについて御説明します。

## ○富士山火山防災計画の基本的な考え方

現在、富士山で火山活動の兆候が特に見られているわけではありませんが、富士山は全国108ある活火山の1つであります。そういったことも踏まえ、活動が静かな今、富士山に関してしっかりとした、火山防災計画を作成することといたしました。

昨年6月に、国と周辺の都県、静岡県も参画する富士山ハザードマップ検討委員会において、富士山の火山ハザードマップというものが作成されました。皆さんの御手元には資料4ということで、富士山の火山防災マップの代表的な部分を抜粋でお示ししてございます。

今回、このハザードマップを基本として、富士山がもし仮に噴火活動に至った場合に、住民が、避難対応を中心に、市町村と連携して確実に災害応急対応が取れるよう、火山防災計画を作成いたしました。

## ○計画の対象とする火山現象

計画の対象とする火山現象につきましては、11ページにございますように、噴石、溶岩流、それから降灰、すなわち火山灰が積もることです。そういった現象、特に、ここ3200年間の間に富士山で見られた活動を基礎としました。

## ○避難の考え方

避難の考え方については、11ページの下段にありますとおり、気象庁から発表される火山情報の種類、すなわち火山観測情報、臨時火山情報、それから緊急火山情報、これらの火山情報の種類に応じて、避難等の対応を取るということにいたします。

避難行動を取るべき地域については、12ページをお開きください。12ページに、第1次、第2次、第3次と、区分してございます。火山ハザードマップに基づきまして、噴火活動の状況等に応じて、段階を追って順次避難対象地域を拡大するというのを、基本的な考え方としております。

## ○具体的な避難対象地域

具体的な避難対象地域につきましては、13ページを御覧ください。富士山のハザードマップを元に、大きく3つに区分したエリアを示してございます。



まず、直接火口が出現する可能性のある領域ということで、この図の中では、山頂を中心として北西から南東方向に広がる赤い色で塗った領域、これを第1次避難対象地域とします。

それから、太い点線が3つありますけれども、このうちえんじ色の太い点線、これは火砕流で直接影響の出る範囲です。それから、紫色の太い点線で囲った領域、これは噴石等が直接到達する領域です。それから、オレンジ色の太い点線ですけれども、これは、もし溶岩流が発生した場合に、3時間程度で溶岩が到達する範囲です。この3つの領域を包含して、第2次避難対象地域と決めました。

さらにその外側に、オレンジ色で縁取りをした黄色い領域がございます。この範囲は、いわゆる溶岩流が出た場合に、概ね24時間程度で溶岩が到達する範囲です。これを第3次避難対象地域として、計画上の位置づけをしております。

#### ○火山活動の状況に応じた避難対応

これらの区分に応じた具体的な避難対応については、14ページと15ページに、これは計画の抜粋でございますけれども、表形式で示してございます。

14ページには火山情報の段階に応じて順次避難を開始する計画を、15ページの表には突然噴火に至った場合に対応する避難の計画を示してございます。

まず14ページの方ですけれども、段階を経て火山情報が出された場合の避難です。

はじめに、注意を喚起する臨時火山情報というものが出された場合、この場合は、登山客や観光客に入山の自粛を呼びかけるということにしております。

それから、噴火の高まりを示す臨時火山情報が出された場合には、まず、火口が出現する可能性のある第1次避難対象地域に対して、市町村長から避難勧告又は指示を行う。それから第2次避難対象地域、つまりその外側のゾーンですけれども、この地域の住民については、避難の準備の呼びかけを行う。それから第3次避難対象地域では、さらに外側ですけれども、住民のうち、災害時要援護者に対して、避難の準備の呼びかけを行う、ということにしております。

さらに、噴火の可能性が高まって、緊急火山情報が出された場合には、第1次、第2次避難対象地域には、避難勧告・指示を行い、第3次避難対象地域の住民に対しては、避難の準備を行う。

その後、噴火活動に至った場合には、避難勧告・指示は、まず継続いたしますけれども、噴火の場所が確定したときには、逆に影響が出ないと予想される範囲については避難勧告・指示を解除する、という考え方にしております。

15ページの方を御覧ください。突然噴火に至った場合の避難についてです。

噴火前に、臨時火山情報や緊急火山情報が出されずに突然噴火に至った場合については、すでに火口は出現しているわけですから、噴火の発生場所に基づいて、第1次の全域と第2次避難対象地域のうち影響が予想される範囲について、避難勧告・指示を行います。

さらに、もし溶岩流が拡大して、第3次、つまり一番外側の領域ですけれども、そこまで溶岩流の影響が予想されるということになりますと、第3次避難対象地域のうち影響が予想される地域に対して、避難勧告又は指示を行います。

少し現象が変わりまして、もし仮に大量の降灰がある場合、具体的な事例と言いますと1707年の宝永の噴火のようなタイプの場合ですが、一日あたり30cmを超えるようなペースで火山灰が積もるといことが予想された場合には、その予想される地域に対して避難勧告ないしは指示を行うという、現象に応じた段階的な避難勧告・指示を行っていく計画にさせていただきます。

全体として、富士山の場合は山そのものが非常に大きいということ、それから、住民の居住エリアについては、直接火口が出現する領域にはほとんどないということもありまして、噴火活動がスタートした後でも、状況を見ながら段階的に避難行動を取ることが、ある程度可能と考えられることから、今回のような計画内容としました。

#### ○地域防災計画への記述の内容

最後に地域防災計画の記述についてでございますけれども、12ページの下段に書いてありますとおり、富士山の火山防災計画を、今回、静岡県地域防災計画の一般対策編に、組み入れることといたします。

もともと伊豆東部火山群につきましては、平成2年から伊豆東部火山群の火山災害対応計画として記載してございますが、これと合わせて富士山の火山防災計画を5章に記載し、一般対策編の別編として位置づけることといたします。

計画本文につきましては、御手元の資料3に、追加分を全編掲載してございます。ここに定めのない災害応急活動等につきましては、元々ある一般対策編の定めを適用するというので、計画全体を構成させていただきます。

以上です。

#### (4) 地域防災計画（原子力対策編）の修正

＜對木富士雄 県原子力安全対策室長＞

原子力対策編の一部修正について、御説明いたします。

##### ○修正の主旨

16ページをお開きください。

修正の趣旨でございますけれども、市町合併、具体的には、新菊川市、それから新掛川市の誕生でございますけれども、この合併による市町域の変更に伴いまして、原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、略語でEPZと申しますけれども、この地域の範囲を修正するものであります。

現在の計画におきましては、旧関係1市3町の全域、真ん中にあります参考図の左側の現行図のとおりですが、御前崎市と大東町、小笠町、相良町、1市3町の全域を、EPZということで指定してございます。

しかしながら、市町合併によりまして、右側の図になりますが、掛川市、菊川市がかなり大きな範囲となることから、原子力安全委員会が、防災指針において、EPZの目安を原子力発電所から概ね10kmと示していることを踏まえ、10kmを明記することといたしました。

では、EPZとは何かと言いますと、(2)の方で説明してございますけれども、万が一、発電所から放射性物質及び放射線の異常放出があった場合、その範囲外であれば、屋内退避や避難等の防護措置を取る必要がないということで、その範囲内におきましては、情報連絡手段の確保とか、モニタリング体制の整備あるいは屋内退避・避難等の方法の周知等を重点的に行う地域でございます。

##### ○地域防災計画の記述への主な内容

17ページを御覧ください。防災計画の記述への主な内容は、2点ございます。

1点が、市町名の修正です。合併に伴いまして、小笠町を菊川市、大東町を掛川市に修正いたします。

もう1点は、地域の範囲の修正です。今までは、関係市町の全域としていたものを、関係市町において、浜岡原子力発電所から半径10km以内の範囲に、全部又は一部が存する自治区等の区域を合わせたものとする、という修正でございます。

ます。

ここで、自治区等とありますけれども、これは各市町によって呼び名が違いますけれども、町内会、自治会区、こういったものを意味してございます。

○その他

イのその他については、市町合併あるいは組織変更等に伴う字句修正等を記載してございます。

以上、よろしく願いいたします。

質疑応答：なし

採 決：異議なし

原案のとおり内閣総理大臣に協議する

## 報告事項

### 1 市町村地域防災計画の修正協議（資料5）

＜松永憲明 県災害対策室長＞

市町村地域防災計画の修正協議に係る専決処分について、御報告します。

お手元の資料5を御覧ください。

市町村の地域防災計画の修正につきましては、災害対策基本法第42条第3項の規定により、あらかじめ県知事に協議をし、知事は静岡県防災会議の意見を聞かなければならないと定められております。

本件は、昨年7月1日に開催された防災会議から、本日の防災会議までの間に、会長が市町村地域防災計画の修正について、専決処分したものについて、静岡県防災会議運営要領第5条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

#### （1）一般対策編

はじめに、1ページの1の一般対策編についてであります。

記載のとおり、伊東市をはじめ、23市町村の修正協議について、専決処分をいたしました。修正内容は、静岡県地域防災計画の改正に合わせた修正であります。

主な修正内容といたしましては、下段のカッコ書きのところに書いてありますとおり、土砂災害防止法施行に伴う総合的な土砂災害対策の推進についての修正、災害時要援護者支援に関する修正などがあります。

## (2) 地震対策編

次に、2ページ2の地震対策編についてであります。記載のとおり、旧袋井市をはじめ、24市町村の修正協議について、専決処分をいたしました。

主な修正内容であります。東海地震注意情報発表時の応急対策についての修正、東南海・南海地震防災対策推進計画の作成に伴う修正などがあります。

以上で、市町村地域防災計画の修正協議に係る専決処分についての報告を終わります。

質疑応答：なし

承認：異議なし

## 2 各委員の報告

### 中部近畿産業保安監督部発足のお知らせ（資料6）

＜土屋昌英 中部近畿産業保安監督部管理課課長補佐＞

4月から新たに静岡県防災会議委員となりました。経済産業省原子力安全保安院の一地方組織となります。中部近畿産業保安監督部でございます。本日は、部長所用により欠席のため、代理出席しております。

この4月の組織改正の経緯として、近年、大規模な産業事故が発生し、情報収集や原因調査、再発防止等に関し、迅速かつ明確な責任監督体制の確立が求められております中で、従来からの鉱山保安監督部が実施しておりました鉱山保安以外の、いわゆる産業保安と呼ばれます電気、火薬類、高圧ガス、都市ガス、LPガス等の保安、コンビナート防災等については、経済産業局が所管してまいりました。

こうした背景により、行政当局に対する責任の明確化と、災害発生時における迅速な対応が求められていることを踏まえ、今後、産業保安業務における責任の一元化、明確化を図るため、産業保安監督部が発足した次第です。

なお、各地方の産業保安監督部は、全国、北海道から沖縄まで4監督本部、3支部、1事務所を設置しております。また、中部・東海地域のうち、静岡県については、先ほど述べた理由により、新たに当部の所管区域となったため、この4月から、静岡県防災会議の委員とさせていただいたものでございます。

静岡県においては、関東経済産業局が所管していた電気・ガス等の産業保安業務を関東東北産業保安監督部が実施することになりましたので、中部近畿、及び関東東北産業保安監督部と併せて、今後、県内全域的に産業保安業務を実施することになりますので、よろしくお願い致します。

質疑応答：なし

(議事終了 午後3時15分)

平成17年度静岡県防災会議の議事録は、以上のとおり相違ないことを確認する。

平成17年 月 日

(議事録署名人)

委員 (国土交通省清水海上保安部長)

印

委員 (日本銀行静岡支店長)

印